

10 農林水産業

農地法（昭和27年法律第229号）では、農地の法人による保有は、農業生産法人（農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社）のみが可能とされており、このうち株式会社形態の農業生産法人については農地法の改正により昨年3月から認められたところである。

農業生産法人については、主たる事業が農業（関連事業を含む。）であること、法人の社員・株主が原則農地所有者等であること、外部からの出資を受ける場合、その総額で議決権の4分の1、個別企業では議決権の10分の1に制限されること、法人の理事、取締役の過半数が農業従事者等であること、など、その事業や構成員について一定の要件を設けているところである。

外部の株式会社の参入については、農地の投機的な取得や水管理・土地利用の混乱を招くおそれがある等の懸念も依然根強い。他方、上記のような要件等が、農業生産法人が自己資本の充実を図ることや企業が農業生産法人化することを、事実上、困難なものとしているという指摘もある。

農業の活性化とその健全な担い手を増やすための農業構造改革を早急に具体化するためには、農業生産法人の自己資本の充実や食品産業等の参画を図りつつ、経営形態の多様化を推進することが必要となっており、このため、以上のような農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講ずる。【速やかに検証に着手し、平成14年度以降結論を得たものから逐次実施】